

# 「フオレストタウン記念植樹祭」

## 結婚やお子さんの誕生を記念して

9月11日、「フオレストタウン記念植樹祭」が、かなやま湖畔で行われました。

この事業は、結婚やお子さんの誕生など、記念すべき事柄があったご家族に参加を呼び掛けて、町民参加の森づくりを目的に平成13年から行っているもので、今年で11年目を迎え、現在までにエゾヤマザクラやヤマモミジ、イチヨウなどの苗木170本が植樹されています。

植樹祭には、昨年8月から今年7月までにお子さんが誕生された7世帯25名が参加しました。

参加した皆さんは、さわやかな秋晴れの下、名前と記念日が書かれたプレートが建てられている場所に、約2・5メートルほどのナナカマドの苗木を丁寧に植樹しました。併せて、町木のクルミの種の植え付けも行いました。

記念植樹の後には、来賓による植樹も行われました。

参加した皆さんには、木製の額に入った記念証が町長から贈呈され、最後に全員で記念撮影を行い、わが子の成長と共に、今後の苗木の成長を楽しみしながら笑顔で会場をあとにしました。



※本事業は、ニトリ北海道応援基金の助成を受けて実施されました。

# 空知川の上下流域住民が植樹で交流

9月11日、かなやま湖畔のアオダモの森で、今年で9回目となる「緑とエコ」サポーターネットワークの森とエコ」サポーターネットワークの森創造交流会が行われました。

この事業は、空知川の最上流部に位置する本町と空知川を水道水源として利用している下流域の滝川市が共通の認識を持ち、一体となって水源の確保を維持することを目的として平成15年から毎年開催されているもので、空知川の上下流域が一体となった「水源の森」づくりが進められています。

滝川市のボランティアグループ「緑とエコ」サポーターネットワークの皆さん25名をはじめ、本町のレディース100年の森林業グループの皆さん



などで、アオダモやシラカバなど3種類の苗木合わせて50本が植樹されました。

植樹祭では、「緑とエコ」サポーターネットワーク笹木國春会長より空知川上流部に位置する南富良野町の森づくりに対して感謝のことが述べられた後、1本ずつ丁寧に協力しながら植樹しました。

この事業に参加された下流域の皆さんにも、本町の森林整備活動に触れることで、理解を深めていただいています。 ※本事業は、ニトリ北海道応援基金の助成を受けて実施されました。



# 廃屋解体撤去の

## 助成制度を創設

廃屋などの解体撤去などについては本来財産権や法令に基づき所有者が適切に対処しなければならぬことになっています。

しかし、近年の廃棄物処理の基準改正に伴い、解体撤去の費用負担が増加したことや所有者の高齢化など

により、処理が進まず廃屋などが点在しています。

そこで、町では景観や防犯・防災の観点から解体撤去などに係る費用の一部を助成する制度を期間を設定し、創設しました。 ※期間は、平成28年3月31日まで。

<b>④助成対象撤去工事</b>	解体撤去費用が30万円以上であること。(付帯する地下埋設物などや公共事業の補償対象の建物に係る撤去費用は対象外)
<b>⑤事前の手続き</b>	工事着手前に「撤去工事費計画書」を町へ提出し、審査・承認を受けなければなりません。
<b>⑥完了後の手続き</b>	撤去工事完了から30日以内に「補助金交付申請書」を町へ提出することになります。

<b>①助成対象家屋</b>	町内にある個人（共同所有を含む）が有する建物（付帯する建物を含む）で周囲に危険を及ぼす恐れがあり、使用することが不能である廃屋。
<b>②助成対象者</b>	助成対象家屋を有し、町税などの滞納がなく、町が認めた解体撤去業者を利用すること。
<b>③助成金額</b>	解体撤去費用の100分の30に相当する額（上限額30万円）。

<b>○申請窓口・問い合わせ先</b>	・役場企画課企画振興係 ☎52-2115 ※申請書については、町ホームページからダウンロードすることができます。 <a href="http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp">http://www.town.minamifurano.hokkaido.jp</a>
---------------------	--

<b>南富良野町危険廃屋解体撤去費補助金交付要綱</b> ～ 抜 粋 ～	(1) 町内に存する危険廃屋の個人所有者又は町内に存する危険廃屋の個人所有者から当該危険廃屋の解体及び撤去について委任を受けた者。
(目的)	(2) 町が認めた解体撤去業者を利用する者。
第1条 この要綱は、町内の危険廃屋の解体及び撤去に係る経費の一部を町費補助金交付規則（昭和35年5月24日規則第5号。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、予算の範囲内において補助することにより、町内の景観及び住環境の向上並びに町民の安心安全の確保を図り、もって町内産業の雇用の創出及び活性化に寄与することを目的とする。	(3) 町税等を滞納していない者。
(定義)	(補助対象工事)
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第4条 補助の対象となる解体撤去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象工事に要する経費が30万円以上であるものとする。
(1) 危険廃屋 現に居住その他の用に供しない個人が所有する建物（住宅「住宅等に附属する倉庫及び自動車用車庫等を含む。」、店舗、事務所、物置、工場、工業用倉庫、及び広告物等をいう。）で、周囲に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、使用することが不能であるものをいう。	(事前審査)
(2) 解体撤去業者 町内に本店、営業所、事務所を有し、危険廃屋の解体及び撤去を行う資格を有する者を言う。	第5条 補助金を受けようとする補助対象者は、工事着手前に南富良野町危険廃屋解体撤去費工事計画書（事前審査申請書）（様式第1号。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
(3) 補助対象者 危険廃屋を所有する個人。ただし、複数人で共同所有する場合は、共有者間で代表人1名を選出した者とする。	(補助金の額)
(補助対象者)	第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（第4条に規定する補助対象工事に要する経費をいう。）の100分の30に相当する額とする。ただし、当該経費の100分の30に相当する額が30万円を超えるときは、30万円とする。
第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。	第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、南富良野町危険廃屋解体撤去費補助金交付申請書（様式第5号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて完了の日から30日以内に町長に提出しなければならない。
	附 則
	(要綱の効力)
	2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。